

春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出募集要項

市の資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保を行うため、市が指定する春日井市高蔵寺駅地下道の壁面（以下「地下道」という。）を広告掲出場所として提供します。
この場所に広告を掲出する希望者を次のとおり募集します。

〔掲出内容〕

1 掲出期間

広告掲出申し込みから令和8年3月31日までの間で、1か月単位とします。

2 掲出場所と方法

市が設置した地下道の照明付き壁面添加広告板に、広告主の負担で掲出及び撤去を行うものとします。

今回募集する掲出区画は、次のとおりです（別紙参照）。

掲出区画	ナンバー	募集数
A	—	0
B	6～8、26、27、29	6
C	2～4、30～34	8

3 広告の掲出基準及び規格

広告は、次に掲げる基準及び規格に適合するものとします。

基 準	春日井市広告掲載要綱第3条に掲げる広告掲載の基準
規 格	1 大きさ 縦100cm×横200cm 2 材 質 耐久性があり無色透明アクリル板と乳白色アクリル板の間に挟みこみ及び脱着が可能なもので、かつ、地下道の照度確保の妨げとなるような著しく透過性の低いものでないこと又はその恐れのないもの

4 掲出条件

- (1) 掲出期間中は、汚損や汚れのないよう、定期的な点検を行ってください。
- (2) 掲出期間終了後は、原状復帰してください。

- (3) 広告を掲出する際には、道路占用許可申請の手続きが別途必要となり、広告掲出料の他に道路占用料が必要となります。なお、月割額の算定等については、春日井市道路占用料条例に基づきます。

(参考) 掲出期間が1年の場合、道路占用料＝広告掲出面積（㎡）×2,400 円／年・
㎡×広告掲出期間＝2 ㎡×2,400 円／年・㎡×1 年＝4,800 円

5 広告掲出料等

- (1) 次の表のとおり、掲出期間と掲出区画に応じた1か月単位の掲出料とします。

掲出期間	掲出区画・掲出料		
	A 区画	B 区画	C 区画
1 か月あたり	8,445 円	7,475 円	6,505 円

- (2) 掲出期間が1か月未満となった場合は、1か月として算定します。
- (3) 広告主は、掲出期間に相当する広告料金を市長の指定する期日までに納付してください。
- (4) 広告掲出料と併せて、道路占用料をお支払いください。

[申込み]

1 応募資格及び申込みの無効

応募資格は、春日井市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づくものとします。また、次のいずれかに該当する場合は申込みを無効とします。

- (1) 納期限までに広告掲出料を支払わないとき
- (2) 市が指定した事項及び要綱や春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出要領（以下「要領」という。）に規定する事項に違反したとき

2 提出書類

- (1) 春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出申込書（要領第1号様式）
- (2) 広告原案
- (3) 道路占用許可申請書（春日井市道路管理規則第3号様式）

3 申込期間

先着順

（土・日曜日、祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）

4 申込場所

春日井市役所建設部土木管理課（7階）へ持参してください。

[選考]

- 1 申込内容が要綱等に規定する基準を順守しているかを審査します。
- 2 掲出決定は、文書で通知します。

[広告の掲出等]

- 1 掲出決定の通知を受けた広告主が、決定された広告掲出内容で広告を作成してください。
- 2 広告掲出期間に、広告主が掲出及び撤去をしてください。

[注意事項]

- 1 提出に要する費用は、応募者負担とします。
- 2 提出された書類は、原則として返却しません。
- 3 掲出された広告内容が、要綱及び要領に違反する等支障のあるときは掲出を取り消す場合があります。

[問い合わせ先]

春日井市建設部土木管理課

電 話 (0568) 85-6272

電子メール doboku@city.kasugai.lg.jp

別紙

- 1 春日井市高蔵寺駅地下道広告掲出区画図
- 2 照明付き壁面添加広告板仕様